

青少年の指導、育成、保護及び矯正について

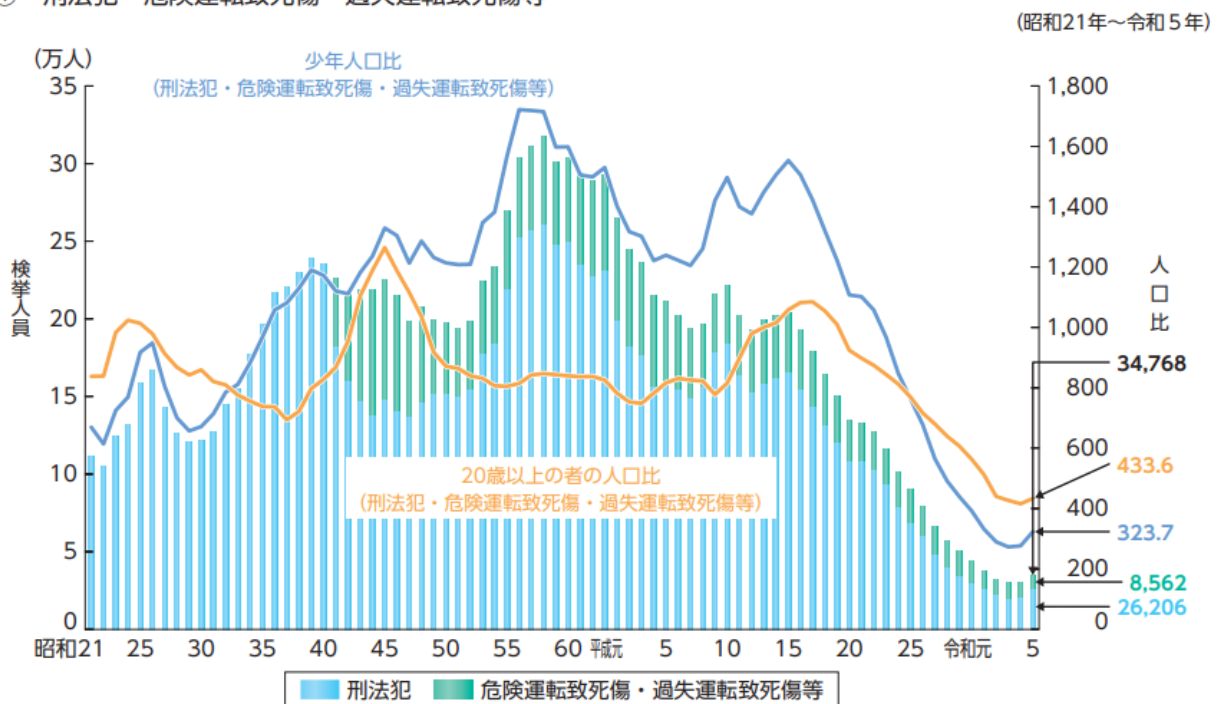
1. 非行・不良行為の推移(全国)(令和6年度犯罪白書より)

(1) 少年による刑法犯等

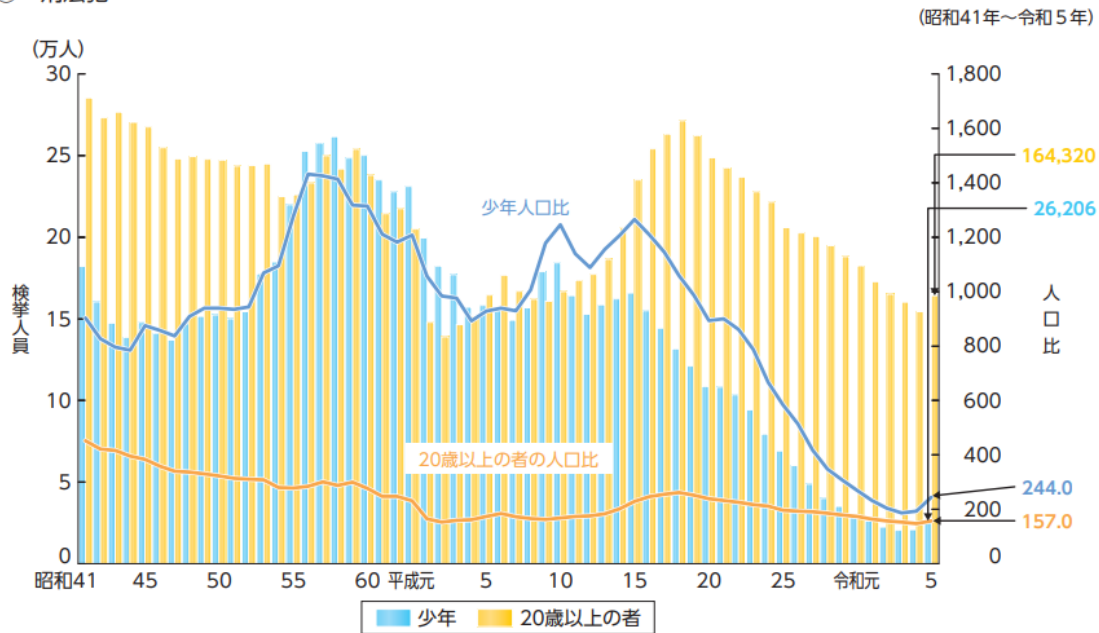
少年(20歳まで)による、刑法犯、危険運転致死傷、過失運転致死傷等の検挙人員(触法少年(14歳以下)の補導人員を含む。)の全国的な推移については、1983年(昭和58年)31万7,438人をピークに減少傾向にあり、2021年(令和3年)に戦後最小を更新した。2022年(令和4年)から増加に転じ、2023年(令和5年)は3万4,768人であった。

不良行為少年の補導人員は、2023年(令和5年)は32万1,689人(2004年(平成16年)は約140万人)で深夜はいかい51.6%、喫煙30.4%の順に多く約8割を占めている。

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 ①において、昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上(重)過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

(2)少年による刑法犯 検挙人員

2023年(令和5年)における刑法犯の検挙人員で、特殊詐欺による少年の検挙人員については431人(前年比42人(8.9%)減)。

(令和5年)

罪名	総数		男子	女子	女子比	少年比
総数	26,656	(100.0)	22,362	4,294	16.1	14.0
殺人	52	(0.2)	34	18	34.6	6.4
強盗	344	(1.3)	319	25	7.3	21.4
放火	80	(0.3)	57	23	28.8	13.1
不同意性交等	216	(0.8)	215	1	0.5	11.4
暴行	1,694	(6.4)	1,524	170	10.0	6.5
傷害	2,573	(9.7)	2,328	245	9.5	12.6
恐喝	459	(1.7)	407	52	11.3	32.7
窃盗	14,159	(53.1)	11,184	2,975	21.0	15.8
詐欺	884	(3.3)	679	205	23.2	9.0
横領	1,697	(6.4)	1,536	161	9.5	16.5
遺失物等横領	1,671	(6.3)	1,518	153	9.2	18.3
不同意わいせつ	531	(2.0)	523	8	1.5	13.4
住居侵入	1,094	(4.1)	1,008	86	7.9	29.1
器物損壊	1,063	(4.0)	952	111	10.4	20.4
その他	1,810	(6.8)	1,596	214	11.8	12.1

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 5 ()内は、構成比である。

(3)少年による特別法犯検挙人員の罪名別構成比

(特別法犯とは、刑法犯等以外の罪、(条例、規則違反を含む。))

(令和5年)

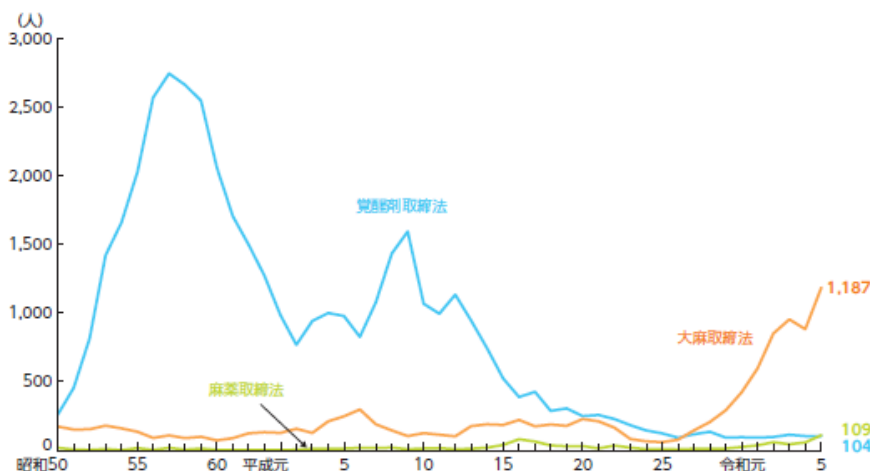


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。

(4)少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移

犯罪少年の覚醒剤取締法違反は、1982年(昭和57年)(2,750人)及び1997年(平成9年)(1,596人)をピークとする波が見られた後、大きく減少し2015年(平成27年)からおおむね横ばいであり、2023年(令和5年)は104人であった。また、大麻取締法違反は、1994年(平成6年)(297人)をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、2014年(平成26年)から2021年(令和3年)までは増加し続け、2015年(平成27年)以降は薬物犯罪の中で最多であり、2023年(令和5年)は1,187人(同303人(34.3%)増)であった。

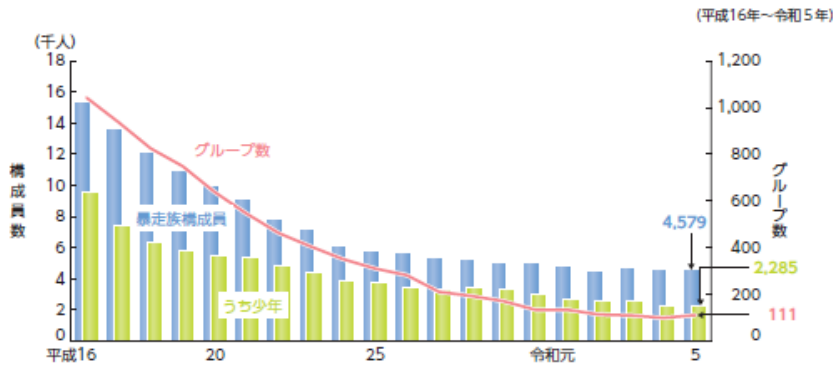
(昭和50年～令和5年)



- 注 1 警察庁の統計による。

(5) 暴走族の構成員数・グループ数の推移

暴走族の構成員数及びグループ数の推移(最近 20 年間)は、2004年(平成 16年)以降いずれも減少傾向にあるが、2023年(令和5年)は少年の構成員数及びグループ数が増加し、それぞれ 2,285 人(前年比 51 人増)、111 グループ(同 12 グループ増)であった。

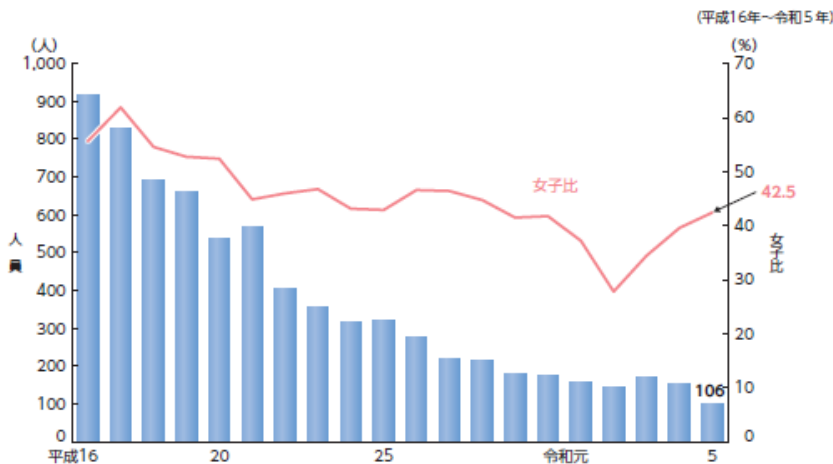


注 1 警察庁交通局の資料による。
2 共同危険型暴走族(騒音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。)に限る。

(6) ぐ犯の家庭裁判所終局処理人員・女子比の推移

(ぐ犯とは、将来罪を犯す恐れがあること。不良少年より将来犯罪につながる恐れが高い)

2023年(令和5年)におけるぐ犯の家庭裁判所終局処理人員(児童福祉法 27 条の3に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。)は 106 人(前年比 33.3%減)、女子比は 42.5%であった。なお、令和3年法律第 47 号による少年法等の一部改正により、2022年(令和4年)4月以降、年齢満 18 歳以上 20 歳未満の特定少年に係る保護事件について、ぐ犯がその対象から除外されたことに留意が必要である。



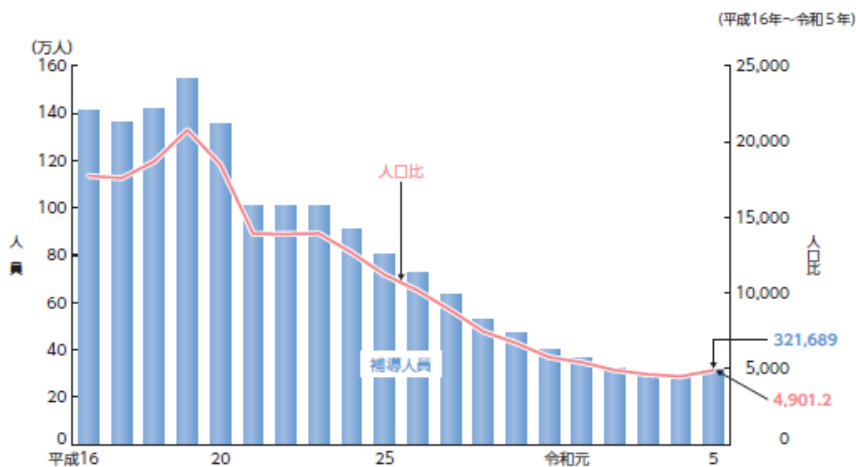
注 1 司法統計年報による。
2 児童福祉法27条の3に規定する強制的措置許可申請を含み、所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

(7)不良行為少年補導人員

(不良行為とは、犯罪、ぐ犯には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己または他人の徳性を害する行為)

不良行為少年の令和5年における補導人員は32万1,689人(前年比8.3%増)、人口比は4,901.2(同401.2上昇)であった。

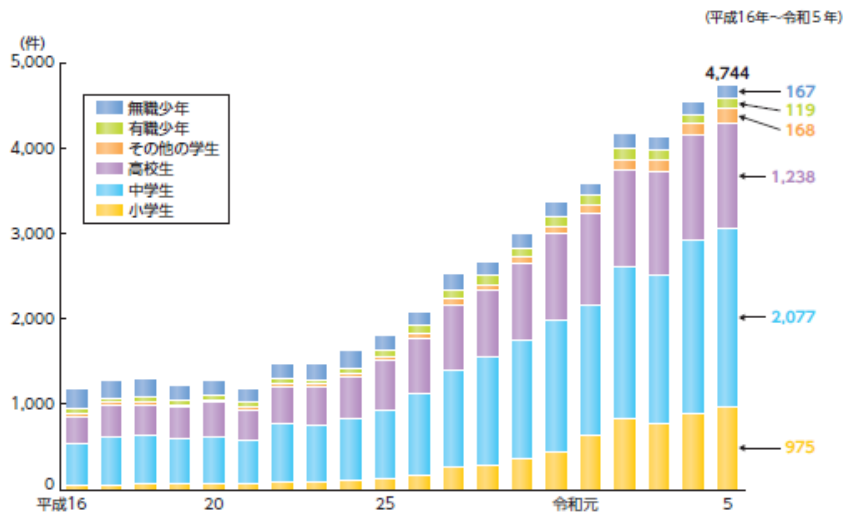
また、令和5年における補導人員を態様別に見ると、深夜徘徊16万5,973人(51.6%)、喫煙9万7,698人(30.4%)の順に多く、この2態様で補導人員総数の約8割を占めた(警察庁生活安全局の資料による)。



- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
2 「不良行為少年」は、犯罪少年、般法少年及びぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
3 「人口比」は、少年10万人当たりの補導人員である。なお、人口比算出に用いた人口は、14歳以上20歳未満の人口である。

(8)少年による家庭内暴力 認知件数の推移

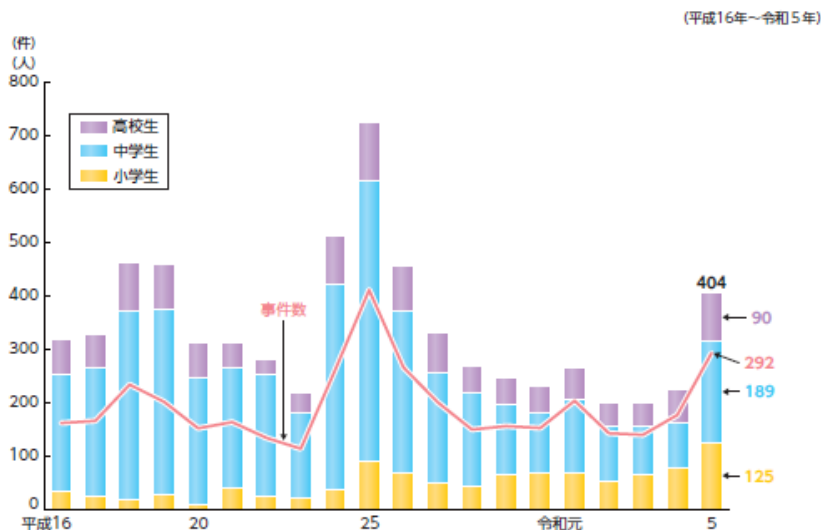
認知件数の総数は、2012年(平成24年)から増加し続け、2021年(令和3年)は減少したものの、2022年(令和4年)から再び増加し、2023年(令和5年)は4,744件(前年比4.2%増)であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、2021年(令和3年)は減少したものの、2023年(令和5年)は975件(同10.7%増)であった。



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 行為時の就学・就労状況による。
 3 一つの事案に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、大学生、専修学校生等である。

(9)いじめに起因する事件 検挙(補導)人員の推移

事件数及び検挙(補導)人員は、1985年(昭和60年)に638件、1,950人を記録して以降、1988年(昭和63年)の97件、279人まで大きく減少し、2013年(平成25年)に1989年(平成元年)以降のピーク(410件、724人)を迎えた後、2021年(令和3年)の139件、198人まで減少したが、2023年(令和5年)は292件(前年比65.9%増)、404人(同81.2%増)と、前年比でいずれも大きく増加した。



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

2. 県下の少年非行の概要

別紙のとおり

3. 国の動向

青少年の非行等について国では、毎年7月を「青少年の被害・非行防止全国強調月間」と定め、犯罪等の被害から社会全体で子どもを守る機運の醸成を図ることを目的に実施しています。今年度は、最重点課題を「インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止」と定め、その他重点課題を、「有害環境対応」「薬物対策」「不良行為防止」「再非行の防止」「いじめ問題」として定めています。

4. 主な指導に関係する藤沢市等の取り組み状況

(1) 学校・警察連絡協議会

児童・生徒の健全育成に向け、学校と警察が緊密に連携し、非行防止や犯罪被害の防止を図る。

(小・中・高校校長、藤沢(北)警察、県警察少年相談センター、中央児童相談所、保護司会、市、教育委員会)

(2) 藤沢地区社会を明るくする運動

犯罪のない明るい社会をみんなで目指す運動。犯罪や非行を犯した人が再び過ちを犯さないために見守り、犯罪予防や立ち直り支援を実施。

(保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員、青少年育成協議会等)

(3) 藤沢市青少年指導員協議会

藤沢市長及び神奈川県知事から委嘱を受ける、青少年の健全育成及び非行防止を図るために活動をしている。

(4) 街頭指導員

警察のOBで市の会計年度任用職員として4名配置。平日の日中に市内を巡回し青少年の指導パトロールを実施。また、地区青少年指導員と連携して合同でのパトロールを実施。

(5) 特別街頭指導員

夜間における深夜外出、飲酒等の問題に対して声掛けを行う。月4～10回の21時から24時までの間に駅周辺等(藤沢、辻堂、湘南台、江の島)をパトロール。